

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月29日

【会社名】 スルガ銀行株式会社

【英訳名】 Suruga Bank Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 加藤 広 亮

【本店の所在の場所】 静岡県沼津市通横町23番地

【電話番号】 055-962-0080(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 総合企画本部長 佐藤 富士夫

【最寄りの連絡場所】 静岡県三島市文教町一丁目9番11号
スルガ銀行株式会社 総合企画本部

【電話番号】 055-987-8655

【事務連絡者氏名】 経営管理本部 総務部長 桃瀬 弘明

【縦覧に供する場所】 スルガ銀行株式会社 東京支店
(東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号)

スルガ銀行株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市中区相生町三丁目56番地1)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

加藤広亮、戸谷友樹、佐藤富士夫、高橋直樹、草木頼幸、山本幸央、岩木川雅司の各氏を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

第2号議案 定款の一部変更の件(被害者救済に関連する現在の和解方針を社内に周知徹底し、これを実行させることについて)

中古アパート・マンション(以下、アパマン)融資の被害者救済の新たな方針(被害者が希望を持って生きていくことができる弁済条件とすること等)を社内に周知徹底し、これを従業員に実行させることを定款に定める。

第3号議案 定款の一部変更の件(被害者救済に関する対外表明事項の記録保存および開示体制の整備について)

当社が不正融資の被害者救済等の重要事項に関し、国会や記者会見など対外的に表明した内容は、その要旨と資料を適切に記録・保存する。また、株主等へ必要に応じ開示する体制を整備する旨を定款に定める。

第4号議案 定款の一部変更の件(被害者救済の履行状況に関する取締役会の定期検証について)

当社は、不正融資問題に関する被害者救済その他これに準ずる重要対応について、取締役会が定期的にその履行状況を検証し、必要な改善措置を講じる体制を整備する旨を定款に定める。

第5号議案 定款の一部変更の件(被害者救済に関する社外取締役の監督機能の強化について)

当社は、不正融資問題に関する被害者救済その他これに準ずる重要対応について、社外取締役がその履行状況および監督体制を適切に確認し、その概要を取締役に報告する仕組みを整備する旨を定款に定める。

第6号議案 定款の一部変更の件(被害者救済方針の承継および継続性確保について)

当社は、不正融資の被害者救済に関する重要方針や記録等を、経営体制の変更や組織改編時にも適切に承継し、継続的な履行を確保する体制を整備する旨を定款に定める。これには説明内容や対応記録の承継も含まれる。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件及び当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件				(注1)	
加藤広亮	1,433,749	9,276	4,351		可決 98.54
戸谷友樹	1,439,458	7,716	202		可決 98.93
佐藤富士夫	1,441,775	5,399	202		可決 99.09
高橋直樹	1,439,025	8,149	202		可決 98.90
草木頼幸	1,427,190	19,984	202		可決 98.09
山本幸央	1,441,595	5,579	202		可決 99.08
岩木川雅司	1,441,548	5,626	202		可決 99.07
第2号議案 定款の一部変更の件 (被害者救済に関連する現在の和解方針を社内に周知徹底し、これを実行させることについて)	19,957	1,427,515	503	(注2)	否決 1.37
第3号議案 定款の一部変更の件 (被害者救済に関する対外表明事項の記録保存および開示体制の整備について)	21,522	1,425,937	503	(注2)	否決 1.47
第4号議案 定款の一部変更の件 (被害者救済の履行状況に関する取締役会の定期検証について)	19,954	1,427,518	503	(注2)	否決 1.37
第5号議案 定款の一部変更の件 (被害者救済に関する社外取締役の監督機能の強化について)	20,102	1,427,370	503	(注2)	否決 1.38
第6号議案 定款の一部変更の件 (被害者救済方針の承継および継続性確保について)	21,558	1,425,914	503	(注2)	否決 1.48

(注1) 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(注2) 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、第1号議案については、決議事項の可決要件を満たして決議が成立し、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案及び第6号議案については、決議が否決されることが明らかとなったことから、本株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。